

FPA短信

20/11/01

2020年年末調整変更点について

2020年度の年末調整について改正ポイントや変更点を簡単にご説明します。

1. 給与所得控除の引き下げ

一律10万円引き下げられます。年収850万円を超える場合は控除上限額195万円です。(給与所得控除は会社員の経費に代わるものです)

2. 基礎控除の変更

基礎控除は、全ての納税者に対して適用され、これまで収入に関係なく、一律38万円が控除されていました。改正後は最大48万円に引上げですが年収に応じて減額となり所得金額2500万円を超えると0円です。

合計所得金額 (給与だけの場合は年収- 給与所得控除)	基礎控除額	
	改正前	改正後
2400万円以下	38万円	48万円
2400万円超 2450万円以下		32万円
2450万円超 2500万円以下		16万円
2500万円超		0

※給与年収850万円までは上記1と2で相殺されプラスマイナス0となります。

年収850万円をこえると所得税の増税です。

3. 所得金額調整控除の創設～高年収者向けの給与所得控除の追加措置～

適用者:年収850万円を超える人

適用条件(いずれかに該当)

- ・本人が特別障がい者である場合
- ・23歳未満の扶養親族がいる場合
- ・特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

3. ひとり親控除の新設・寡婦控除の見直し 受ける人の所得は500万円以下

控除の概要	ひとり親控除(35万)	寡婦控除(27万)
性別	男女問わず	女性のみ
結婚歴の有無	問わず	あり
扶養対象	生計を一にする子供	要件:離婚 子供以外の扶養親族
		要件:死別 扶養親族不要

[年末調整についての資料が税務署から送付されています。年末調整のご案内を差し上げている顧問先の皆様には11月半ば頃にご案内をお送りいたします]